

住民投票制度の基本的な論点

論点	内容	
条例のタイプ	個別課題型	常設型
	住民の意思を確認する必要が生じた都度、住民の直接請求や議員又は首長による住民投票条例案の提出により、議会の議決を得て制定する。	あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法、投票の取り扱いなどを条例として制定しておくもの。
	例) 合併住民投票条例、各地の特定施設建設の是非を問う住民投票条例など	例) 高浜市住民投票条例、旧岩国市住民投票条例、広島市住民投票条例など
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別の課題ごとに直接請求を行うため、制度として不安定。 ② 有権者数の 50 分の 1 の署名により直接請求が可能である。 ③ 直接請求を行っても、条例案として議会の議決を得なければ実施できない。 ④ 課題ごとに基準が変わるため、本当に聴きたい対象の意見を反映できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 制度として安定している。 ② 必要なときに迅速に対応できる。 ③ 個別型よりも多くの署名を集める必要があるが、署名が集まれば確実に住民投票が実施されること。 ④ 投票資格者や成立要件などが固定化しているため、課題に応じた柔軟な対応は難しい。
対象事項	個別の課題ごとに条例を制定する。 (1 課題につき 1 条例)	<p>あらかじめ条例に定めておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポジティブリスト＝対象となる事項を明記しておくタイプ ② ネガティブリスト＝不可能な事項を明記しておくタイプ ③ 両者の併用型
請求の必要署名数	選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署（自治法 74 条第 1 項）による条例制定及び投票実施の請求	<p>条例により有権者の 3 分の 1 から 10 分の 1 までの必要署名数を規定</p> <p>※議会の解散や長および議員の解職の直接請求における 3 分の 1（自治法 74 条ほか）、合併協議会の設置協議に関する住民投票の実施請求における 6 分の 1（合併特例法 4 条 10・11 項）などの法定の住民投票実施要件との均衡に配慮する必要がある。また、下限については、濫用を防ぐ等の視点も必要。</p>
		<p>【参考】 2010.9.2 の有権者数は 142,172 人</p> <p>1/50=2,843、1/3=47,390、1/5=28,434、1/6=23,695 人、1/10=14,217</p>
投票資格者	<ul style="list-style-type: none"> ① 未成年者の扱い＝条例の定め方によるが、一般に、選挙権に対応する権利であれば対象からはずされるが、通常は、発議や投票によって特別に未成年者に不利益をもたらすことはない上、未成年者の権利を守る観点から、含める考え方もある。また、国際的には、選挙権についても 18 歳以上とする国が多くなっているといわれている。 ② 外国人の扱い＝住民として参加することは当然と考えられることから、最 	

	<p>近では含める例が見られるが、選挙人名簿との関係で、滞在資格の確認と自由投票との関係をどのように制度的に調和するかの問題もある。</p> <p>③ 有資格者に関する選挙人名簿の管理体制の問題</p> <p>【参考】奈井江町の合併住民投票の例では、高校生が投票、中学生が参考投票を行った例あり。高浜市では18歳以上、大和市では16歳以上としている。</p>
投票の成立要件	<p>投票率が一定数以上にならないと住民投票が成立しないとする成立要件を設けるかどうか。合併住民投票などでは50%とする例が見られる。また、賛否いずれかの過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達した場合という考えもある。</p> <p>※ 住民投票に成立要件を設けることは、徳島市議会での吉野川河口堰の建設をめぐる住民投票条例の制定過程で、「住民投票の不成立」を意図した「組織的ボイコット戦術」として提案され、「やむをえない妥協」として生まれた「異常例」であり、「住民の意思表示」を「葬る策」として援用されたものであること。投票箱の内にあるのは「住民の意思」であり、住民意思を「闇から闇に葬る」のは「民主制の否認」である、とする意見もある（森啓「市町村合併と住民投票」）。</p>
投票結果の拘束力	<p>投票結果の拘束力の扱いについて、拘束型と諮問型とに分けられるが、住民投票の結果が首長等を拘束する（又は、住民投票の結果を団体の意思とする）仕組みを住民投票条例に規定することは違法である、とするのが通説であることから、諮問型（拘束力はないが、尊重することを規定する）とする例が多く見られる。すなわち、拘束型は自治法で定める首長の権限を侵害することになるため難しいと考えられている。</p>
議員による発議	<p>住民投票の発議に関して、議会については議会の意思決定により発議するものであり、議員による発議は、議員により発議するものを意味する。議会による発議と議員による発議をともに制度化した場合、前者を無意味なものとしてしまうことから、両者をともに制度化することは適当でないとも言われている。</p>
条例制定の方法	<p>① 住民による条例制定の直接請求により議会で議決を得る。（自治法 74 条）</p> <p>② 議員提案の条例案を議会で議決（自治法 112 条 定数の 1/2 分の 1）</p> <p>③ 首長が条例案を議会に提案し議決を得る（自治法 14 条・96 条）</p>

【参考資料】

- 1 今井一「住民投票」岩波新書（2000年10月）
- 2 新藤宗幸編著「住民投票」（ぎょうせい 1999年 5月）
- 3 地方六団体 地方分権推進本部「地方分権時代の条例に関する調査研究」の中間まとめⅡ
（平成15年3月）
- 4 川崎市住民投票制度検討委員会・中間報告書（平成16年7月）
- 5 森啓編著「市町村合併の次は道州制か」平成17年度地方自治土曜講座ブックレット No.110
（公人の友社2006年4月）